

# 人事施策の新たな取り組みについて

平成 29 年 4 月 総務部人事局人事課

## 1. 新規採用職員のサポート制度について

近年、職員の年齢構成に偏りが生じ、20 代後半から 30 代後半にかけての中堅層が大幅に減少している一方、当面、退職者の増加に伴い多くの新規採用が続くことが見込まれる中、若手職員の早期育成を図るため、平成 29 年度から、新たに「新規採用職員サポーター制度」を導入し、新規採用職員の人材育成などサポート体制を充実する。

- 事前準備や職場における指導方法などを分かりやすくまとめた、「新規採用職員サポートマニュアル」を策定。
- 各所属では、このマニュアルに基づき、
  - ・ 新規採用職員にマンツーマンで指導・助言する先輩職員を、専任の指導者（サポーター）として選任。
  - ・ サポーターに選任された職員を対象にサポーター研修を実施の上、各サポーターが身近な相談相手として、新規採用職員を一年間サポート。

## 2. 育児休業に係る新たな代替職員制度の導入について

職員が育児休業を取得した場合にその業務をカバーする体制（代替職員）として、これまで地方公務員法に基づく臨時職員の配置を基本としていたが、平成 29 年度から新たに、定数内職員の配置を含めた新たな育休代替職員制度を導入し、職員が安心して育児休業を取得して子育てに専念できる環境づくりを推進。

- 従来の臨時職員の配置を基本とした対応に代えて、育児休業取得予定をあらかじめ把握した上で、「定数内職員」（新採、再任用を含む。）の配置や育休法に基づく「任期付職員」の採用により、代替職員を配置。

※ 職場のニーズ等に応じて、「臨時職員」も活用

### 【参考】平成 29 年度育児休業取得者見込み(平成 29 年 3 月調査時点)

育休取得者見込数	代替方法	代替人数	備考
86名	正規職員	26名	H29.4.1付けで配置済み
	任期付職員	16名	募集中
	臨時職員	37名	今後、育休取得に合わせて配置
	職場内の応援体制で対応	7名	短期間の者等